

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：8件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（No. 9）用圧縮機（A）の点検において、同圧縮機入口弁開閉制御用バネ固定穴に摩耗が認められたため、当該圧縮機を交換	GⅢ	
2	2号機	残留熱除去系ポンプ（C）の起動時、同ポンプ入口圧力指示計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
3	2号機	定期事業者検査「原子炉建屋コンクリート健全性確認検査」における検査実施責任者が、社内マニュアルで定めている「検査従事者資格」の未取得者であることが認められたため、当該検査の有効性を評価及び対応検討	GⅡ	
4	4号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 6）下部の樹脂混合用空気入口弁駆動部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
5	5号機	所内電力量計からの読み取りによる運転日誌記載の所内電力積算値とプロセス計算機プリンタ装置の記録による所内電力積算値に差異が認められたため、原因を調査後、対応検討	GⅢ	
6	5号機	タービン建屋1階6.9kV電源開閉器盤室の入口扉開閉操作ハンドルカバーに損傷が認められたため、当該カバーを点検・修理	対象外	
7	その他	海生物焼却設備 排ガス中の一酸化炭素ガス濃度指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該ガス濃度指示計を点検・修理	GⅢ	
8	その他	使用済燃料共用プール設備監視用テレビ装置（No. 2）に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	GⅢ	